

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月13日

千葉市長

殿



提出者

住 所 千葉市美浜区豊砂6-1

氏 名 千葉県総合救急災害医療センター

病院長 宮田 昭宏

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-239-3333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、
特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	千葉県総合救急災害医療センター
事業場の所在地	千葉市美浜区豊砂6-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療・福祉—医療業—病院
② 事業の規模	病床数150床
③ 従業員数	407人(4月現在 会計年度職員を除く)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（5年度）実績】（※11月から救急医療センターと精神科医療センターが統合され、総合救急災害医療センターとなった。）		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	95 t	t
	（これまでに実施した取組） 令和5年11月に救急医療センターと精神科医療センターが統合となり、感染性廃棄物の量が合算した量となった。 また、救急医療センターに比べ、総合救急災害医療センターでは一般病床が減り、代わりに集中治療の病床が増えたことも感染性廃棄物の総量が増える要因となった。 院内に廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル内の図表を掲示し、感染性廃棄物とその他廃棄物の違いについて周知を図っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	70 t	t
	（今後実施する予定の取組） 感染性廃棄物は、性質上発生量のコントロールが難しいが、引き続き分別の徹底により排出量の削減を図っていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルの周知により分別の徹底を促している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 該当するかの判断は最終的に医師・看護師にゆだねられるが、引き続き感染性廃棄物の定義の周知を図ることで分別の徹底を促す。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（5年度）実績】（※11月から救急医療センターと精神科医療センターが統合され、総合救急災害医療センターとなった。）		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	95 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	95 t	t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物については、焼却灰の性質上再資源化の手段が限られることから、無理な再資源化は志向せず、適正処理を行えることを重視して仕様書を作成し、入札により契約してきた。		

(第5面)

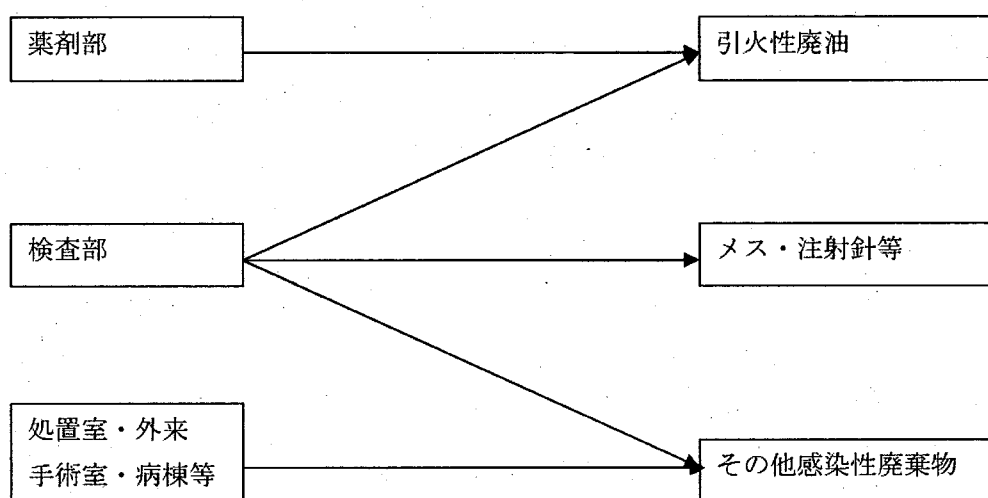
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	70 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	70 t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の再資源化が図られるよう入札の要件に再資源化を行うこと を含められないか検討していく。 また、県内に優良認定処理業者が増えたことから、感染性廃棄物以外 の特別管理産業廃棄物については、優良認定処理業者への委託を検 討する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	95 t	
	(今後実施する予定の取組等) 令和3年4月導入 ※令和5年11月から救急医療センター名義から総合救急災害医療セ ンター名義となっている。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

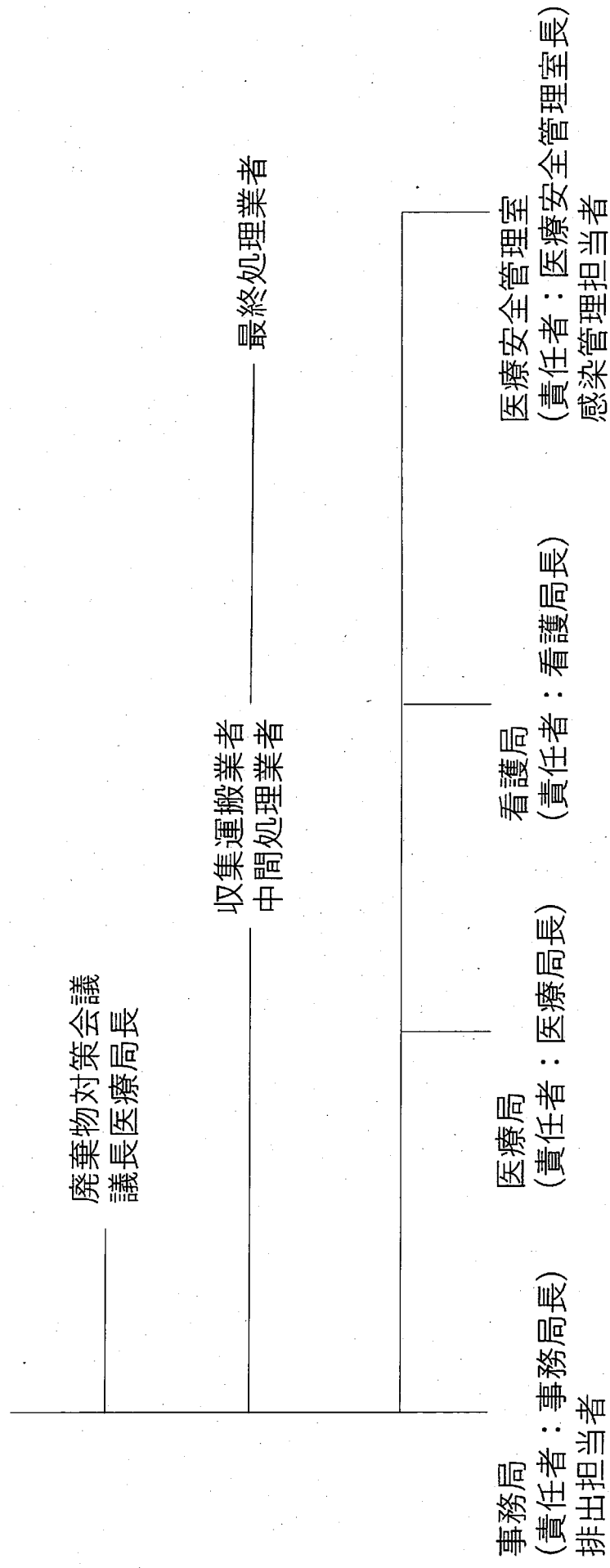
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1



別紙 2

廃棄物管理責任者
病院長



別紙 2

医療局
(責任者：医療局長)

看護局
(責任者：看護局長)

